

○内閣府令第三十一号

人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号）第三条の規定に基づき、人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

人事統計報告に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「人規九―八」の下に「第四条第一項」を加える。

第五条中「在職状況」の下に「（人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）（以下「人規一五―一五」という。）第二条の日々雇い入れられる非常勤職員については、七月一日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日における在職状況とする。）」を加える。

第六条第一号中「第十九号、第二十一号及び第二十二号」を「第二十号及び第二十一号」に改め、同条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条第一項中「（昭和四十一年政令第十二号）」を削る。

別記様式第三、別記様式第五、別記様式第六及び別記様式第七をそれぞれ次のように改める。

様式第3

検 察 官 在 職 状 況 統 計 報 告

官 署 名			平成 年 月 1 日 現在																	作成責任者官職氏名		
検 事 総 長																						
次 長 検 事																						
東京高等検察庁検事長																						
そ の 他 の 検 事 長																						
検 事	号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	計
	検 事 正																					
	その他の検事																					
	計																					
副 検 事	号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計			
検察官総計																						
備 考																						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第5

非常勤職員在職状況統計報告

官署名			平成 年 月 日 現在		作成責任者官職氏名	
職名	現在員数				計	備考
	A		B			
	イ	ロ	イ	ロ		
事務補助職員						
技術補助職員						
技能職員						
労務職員						
医療職員						
教育職員						
専門職員						
統計調査職員						
観測監視等職員						
委員顧問参与等職員						
その他の職員						
計						

備考

- 「現在員数A」の欄 人規一五一一五第二条の日々雇い入れられる非常勤職員について、次のイ及びロの区分ごとに、それぞれの現在員数を記入すること。
 イ 常勤職員に準じた勤務形態で勤務した日が十八日以上ある月が引き続き六月以上である職員
 ロ イ以外の職員
- 「現在員数B」の欄 人規一五一一五第二条のその他の非常勤職員について、次のイ及びロの区分ごとに、それぞれの現在員数を記入すること。
 イ その職員について定められている任期が六月以上であるもの及び任期の定めのない職員であつて引き続き六月以上勤務したもの
 ロ イ以外の職員
- 「現在員数A」の欄に記入する人規一五一一五第二条の日々雇い入れられる非常勤職員の現在員数については、七月一日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日における在職状況とすること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6

給与支払状況統計報告

会計名		官署名		作成責任者官職氏名									
種類	平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		備考
	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	
俸給													
特別調整額													
本府省業務調整手当													
初任給調整手当													
専門スタッフ職調整手当													
扶養手当													
地域手当													
広域異動手当													
研究員調整手当													
住居手当													
通勤手当													
単身赴任手当													
特殊勤務手当													
特地勤務手当等													
超過勤務手当等													
管理職													
特別勤務手当													
期末手当													
勤勉手当													
退職者給与													
特定任期付職員俸給													
特定任期付職員業績手当													
任期付研究員俸給(一)													
任期付研究員俸給(二)													
任期付研究員業績手当													
寒冷地手当													
計													

備考

- 1 この表において「特定任期付職員俸給」とは、第六条第二十号の俸給をいう。
- 2 この表において「任期付研究員俸給(一)」とは、第六条第二十二号の俸給をいう。
- 3 この表において「任期付研究員俸給(二)」とは、第六条第二十三号の俸給をいう。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。